

〔令和5年6月19日(月)経営会議〕

令和5年第3回市議会臨時会議案説明資料

1 招集日

令和5年6月27日(火)

2 提出案件

承認案件	4件	(①～④)
報告案件	3件	(⑤～⑦)
人事案件	1件	(⑧)
計	8件	

3 議件名及び要旨

《承認案件》

① 専決処分の承認を求める件(令和4年度美唄市一般会計補正予算(第11号))(総務部)

専決第1号 令和5年3月31日専決 経営会議資料

② 専決処分の承認を求める件(令和5年度美唄市一般会計補正予算(第1号))(総務部)

専決第3号 令和5年4月14日専決 経営会議資料

③ 専決処分の承認を求める件(令和5年度美唄市一般会計補正予算(第2号))(総務部)

専決第4号 令和5年5月1日専決 経営会議資料

④ 専決処分の承認を求める件(美唄市税条例の一部を改正する条例)(市民部)

専決第2号 令和5年3月31日専決

地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)、地方税法施行令の一部を改正する政令(令和5年政令第132号)並びに地方税法施行規則の一部を改正する省令(令和5年総務省令第36号)及び地方税法施行規則の一部を改正する省令(令和5年総務省令第37号)が令和5年3月31日にそれぞれ公布され、一部を除き同年4月1日に施行されたことから、美唄市税条例について必要な改正を行い、同条例の一部を改正する条例について、去る3月31日付けで専決処分を行ったので議会に報告し、その承認を求めるもの。

< 改正内容 >

1 市民税

- ・ 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令(令和 4 年政令第 300 号)により地方税法施行令第 48 条の 9 の 3 の改正に伴う規定の整備を行った。(第 37 条の 3 関係)
- ・ 法規定の新設にあわせて、給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化に伴う規定の整備及び規定の追加に伴う引用条項の整備を行った。(第 40 条の 2 関係)
- ・ 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成 31 年法律第 3 号)の施行に伴い、森林環境税の賦課徴収の方法について規定する改正等に伴う規定の整備を行った。(第 43 条関係)
- ・ 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税額を追加する改正等に伴う規定の整備を行った。(第 45 条関係)
- ・ 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、特別徴収の方法により徴収する給与所得に係る所得割額及び均等割額に森林環境税額を含む旨を規定する改正等に伴う規定の整備を行った。(第 48 条関係)
- ・ 地方税法施行規則様式を新設する改正に伴う規定の整備を行った。(第 50 条関係)
- ・ 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律により法第 321 条の 7 第 2 項が改正されたことに伴う改正等に伴う規定の整備を行った。(第 50 条の 6 関係)
- ・ 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、特別徴収の方法により徴収する公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額に森林環境税額を含む旨を規定する改正等に伴う規定の整備を行った。(第 50 条の 7 関係)
- ・ 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律により法第 321 条の 7 の 10 第 2 項が改正されたことに伴う改正等に伴う規定の整備を行った。(第 50 条の 11 関係)
- ・ 地方税法施行規則様式の新設に伴う規定の整備を行った。(第 51 条、第 52 条関係)
- ・ 法律改正により適用期限の延長に伴う規定の整備を行った。(附則第 13 条、附則第 17 条の 2 関係)
- ・ 附則第 42 条を削る改正に伴う規定の整備を行った。(附則第 41 条関係)

2 固定資産税

- ・ 法律改正により令和 3 年度改正における法附則第 64 条を削る改正規定の施行(令和 5 年 4 月 1 日)に伴う規定の整備を行った。(附則第 20 条、附則第 20 条の 2 関係)
- ・ 法律改正に伴う引用条項の整備を行った。(附則第 20 条の 3 関係)
- ・ 法律改正により特例期限の延長に伴う規定の整備を行った。(附則第 20 条の 4 関係)

3 軽自動車税

- ・ 地方税法施行規則によりミニカー区分から3輪以上の特定小型原付を除外（除外した結果、当該特定小型原付は、条例第84条第1号イに該当）する旨の改正に伴う規定の整備を行った。（第84条関係）
- ・ 法律改正により軽自動車税の種別割のグリーン化特例（軽課）について、特例の期限を3年間（25%軽減の対象については2年間）延長する改正に伴う規定の整備及び引用条項の整備を行った。（附則第22条の4の3関係）
- ・ 附則第22条の4の3の改正に伴う規定の整備を行った。（附則第22条の5関係）
- ・ 法律改正により不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして納税不足額を徴収する際に加算する割合を変更する改正に伴う規定の整備を行った。（附則第22条の5関係）
- ・ 法律改正により臨時的軽減措置に係る規定を削る改正に伴う規定の整備を行った。（附則第23条の2関係）
- ・ 法律改正により不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして納税不足額を徴収する際に加算する割合を変更する改正に伴う規定の整備を行った。（新附則第23条の2関係）
- ・ 附則第23条の2の削除により附則第23条の2の2からの条の繰上げに伴う規定の整備を行った。（新附則第23条の2関係）
- ・ 法律改正により臨時的軽減措置に係る規定を削る改正に伴う規定の整備を行った。（附則第23条の6関係）

4 市たばこ税

- ・ 地方税法施行規則様式を新設する改正に伴う規定の整備を行った。（第100条、第103条関係）

5 国民健康保険税

- ・ 政令改正により課税限度額の見直しに伴う規定の整備を行った。（第136条関係、第145条関係）
- ・ 政令改正により減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直しに伴う規定の整備を行った。（第145条関係）
- ・ 条例第148条の2の改正に伴う規定の整備を行った。（第145条の2関係）
- ・ 対応する国民健康保険条例参考例（第27条の3）改正に伴う規定の整備を行った。（第148条の2関係）
- ・ 法律改正に伴う規定の整備を行った。（附則第24条、附則第25条、附則第27条の3、附則第27条の5、附則第27条の5の2、附則第27条の6、附則第27条の7、附則第27条の10、附則第27条の11関係）

6 都市計画税

- ・法律改正に伴う引用条項の整備を行った。(附則第28条の2、附則第28条の3、附則第28条の4、附則第28条の5関係)
- ・法律改正により法附則15条第46項の新設に伴う規定の整備及び引用条項の整備を行った。(附則第32条関係)

<施行期日>

一部を除き、令和5年4月1日から施行する。

《報告案件》

- ⑤株式会社美唄市ハイテクセンターの経営状況報告書提出の件(経済部)
- ⑥繰越明許費繰越計算書の件(美唄市一般会計)(総務部)
- ⑦継続費繰越計算書の件(市立美唄病院事業会計)(市立美唄病院事務局)

《人事案件》

- ⑧美唄市監査委員選任の件(総務部)

◎市政報告

- ・訴訟の件
- ・新型コロナウイルス感染症対策本部廃止の件
- ・北海道せき損センター移転の件
- ・令和4年度各会計決算概要の件

日程(予定)

- 6月19日(月) 経営会議
- 20日(火)
- 21日(水)
- 22日(木)
- 23日(金)
- 24日(土)
- 25日(日)
- 26日(月)
- 27日(火)

令和4年度 一般会計補正予算(第11号)【専決第1号】

補正前の額		19,598,638				
歳出補正			歳入補正			
款項目	事業名	見積額		見積額	財源区分	款項目(節)
2 総務費	基金積立金	500,000		250,544	一般財源 (普通交付税)	
7 基金造成費	補正内容 増額 令和4年度決算について、特別交付税の増などにより大幅な歳計剰余金が見込まれることから、将来的な財政支出に備え特定目的基金へ積み立てるため、基金積立金を増額補正するもの。	積立金	500,000	209,456	一般財源 (特別交付税)	
1 基金造成費				20,000	一般財源 (寄附金) ふるさと納税分	
1 基金造成費				20,000	一般財源 (寄附金) 匿名寄附分	
7 商工費	特産品情報発信促進事業	30,000		30,000	一般財源 (寄附金)	
1 商工費	補正内容 増額 ふるさと納税に係る寄附額が、現計予算額の17億円から5千万円の増額の17億5千万円となる見込みであることから、増収分に伴う寄附者への返礼品の購入等に要する費用の不足分を増額するもの。	報償費	14,260			
4 交流推進費		役員費	10,930			
		委託料	4,810			
14 諸支出金	福祉基金償還金	150,000		7,194	一般財源 (特別交付税)	
2 諸支出金	補正内容 増額 令和4年度決算について、特別交付税の増などにより大幅な歳計剰余金が見込まれることから、福祉基金の長期繰替運用(借入)を前倒して償還するもの。	償還金、利子及び割引	150,000	142,806	一般財源 (繰越金)	
3 福祉基金償還金						
	【歳入補正】	0		△ 113,378	地方交付税	11 地方交付税 1 地方交付税 1 地方交付税 (特別交付税)
	補正内容 除排雪事業の補正(225,000千円)について、補正財源として総務省所管の特別交付税を計上していたが、除排雪経費として国土交通省所管の補助金(113,378千円)が交付されたことから、当該補助金の交付額分を増額し、同額を特別交付税から減じる補正を行う。	/		71,000	国庫支出金	16 国庫支出金 2 国庫補助金 6 土木費国庫補助金 (臨時道路除雪事業費補助金)
		/		42,378	国庫支出金	16 国庫支出金 2 国庫補助金 6 土木費国庫補助金 (社会資本整備総合交付金)
補正額		680,000		680,000		
				680,000	一般財源	【一般財源の内訳】 ・普通交付税 250,544 ・特別交付税 216,650 ・寄附金 70,000 ・繰越金 142,806
補正後の額		20,278,638				

令和5年度 一般会計補正予算（第1号）【専決第3号】

補正前の額	20,257,321
-------	------------

(単位：千円)

歳出補正			歳入補正			
款項目	事業名	見積額	見積額	財源区分	款項目(節)	
4 衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	113,106	63,013	国庫支出金	16 国庫支出金 1 国庫負担金 2 衛生費国庫負担金 (新型コロナウイルスワクチン接種事業費負担金)	
1 保健衛生費	補正内容 増額 新型コロナウイルス感染症のまん延及び重症化防止を目的としたワクチン接種について、令和5年3月7日付け厚生労働省通知により、接種期間を令和6年3月31日まで延長した上で、5歳以上を対象とした追加接種として「春開始接種」、「秋開始接種」等方針が示されたことから、対象者への接種券発送、接種予約、接種機会の確保等、接種希望者が速やかに接種を受けることのできる接種体制を確保するもの。	給料	2,072	50,093	国庫支出金	16 国庫支出金 2 国庫補助金 3 衛生費国庫補助金 (新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金)
		職員給与等	937			
		共済費	548			
		需用費	250			
		役務費	1,284			
		委託料	108,015			
補正額		113,106	113,106			
			113,106	国庫支出金	新型コロナウイルスワクチン接種事業費負担金 63,013千円	
					新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 50,093千円	
			0	一般財源		

補正後の額	20,370,427
-------	------------

令和5年度 一般会計補正予算（第2号）【専決第4号】

補正前の額	20,370,427
-------	------------

(単位：千円)

歳出補正			歳入補正			
款項目	事業名	見積額	見積額	財源区分	款項目(節)	
3 民生費	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業	147,150	146,250	国庫支出金	16 国庫支出金 2 国庫補助金 2 民生費国庫補助金 (新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金) ※低所得世帯支援枠分	
1 社会福祉費	補正内容 新規 エネルギー・食料品価格等の物価高騰により、様々な支出が増加する中、家計への影響が特に大きい住民税非課税世帯等に対して、生活・暮らしの支援を行うため、臨時特別給付金を支給するもの。 ※1世帯当たり3万円	給料	2,402	900	国庫支出金	16 国庫支出金 2 国庫補助金 2 民生費国庫補助金 (新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金) ※推奨事業メニュー分
		職員手当等	1,881			
		共済費	481			
		需用費	700			
		役務費	3,843			
		委託料	1,843			
		使用料及び賃借料	100			
		負担金補助及び交付金	135,900			
9 臨時特別給付金支給事業費						
3 民生費	子育て世帯生活支援特別給付金支給事業	23,360	23,360	国庫支出金	16 国庫支出金 2 国庫補助金 2 民生費国庫補助金 (新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金)	
2 児童福祉費	補正内容 新規 食費等の物価高騰により、家計への影響が大きい低所得の子育て世帯に対して、その実情を踏まえた生活の支援を行うため、子育て世帯生活支援特別給付金を支給するもの。 ※児童1人当たり5万円	給料	1,802			
		職員手当等	950			
		共済費	250			
		需用費	255			
		役務費	253			
		負担金補助及び交付金	19,850			
4 児童措置費						
補正額		170,510	170,510			
			170,510	国庫支出金	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 147,150千円 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 23,360千円	
			0	一般財源		

補正後の額	20,540,937
-------	------------

令和4年度美唄市繰越明許費繰越計算書

(一般会計)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		
					既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源
			円	円	円	円	円
6 農 林 費	1 農 業 費	担い手確保支援事業	46,352,000	21,955,000		道支出金 21,955,000	
6 農 林 費	1 農 業 費	次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業	14,678,000	2,442,000		道支出金 1,221,000 市債 1,200,000	21,000
7 商 工 費	1 商 工 費	びばい事業継続緊急支援金支給事業	34,260,000	24,183,000			24,183,000
合 計			95,290,000	48,580,000		24,376,000	24,204,000

令和4年度 市立美唄病院事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和4年度継続費予算現額			支払義務発生額	残額	翌年度通次繰越額	翌年度通次繰越に係る財源内訳		翌年度通次繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額
				予算計上額	前年度通次繰越額	計				企業債	損益勘定留保資金	
1 資本的支出	1 建設費	新病院整備事業 (実施設計・本体工事)	円 3,864,470,000	円 130,232,000	円 0	円 130,232,000	円 123,244,340	円 6,987,660	円 6,987,660	円 0	円 6,987,660	円 0